

認定薬剤師の認定資格における自験例の提出要項

専門薬剤師認定制度対策委員長

木村 健

(1) 認定資格に必要とされる自験例の内容について

症例の対象は慢性腎臓病や透析医療などの腎疾患患者であること。

申請者自身の薬学的介入を実施した結果が含まれた症例であること。

ここでいう薬学的介入とは、保険診療の算定項目である薬剤管理指導または薬剤服用歴管理指導の範囲に留まらず、「疑義照会」「投与設計」「エビデンスに基づいた」「薬剤師が取り上げた薬学的問題点」「チーム医療における薬剤師の関与」などがキーワードとなり、具体的な薬剤師の関与事例を示し、介入後の結果も合わせて記載すること。

但し、保険薬局などにおいて検査結果などが不明のため、介入後の結果判定が困難な場合は現場の業務実態を考慮して審査する。

自験例は申請受付開始日から直近5年以内のものであること。

自験例への介入開始日が申請受付開始日から5年を超える日であっても介入終了日が申請受付開始日から直近5年以内であれば良い。

(2) 自験例の記載方法について

パソコンを利用して記載すること（手書きのものは無効）。

使用するフォント、フォントサイズは、「MS Pゴシック、11フォントサイズ」

1ページに、2症例分の要約(600文字以内×2)を記入すること。トータル15ページとなり、記入範囲を超えないこと。

各症例に、1から30までの通し番号を順に付すこと。

添付様式には1ページ分のみ提示しているため、症例3以降はコピーして記入すること。

各症例に、患者年齢・患者性別・症例タイトル・自ら関与した期間および回数・要約を記載すること。なお、入院から外来あるいは繰り返し入院した患者の場合は、一連の治療を1症例とする。（1患者につき1症例とし、同一症例を重複して記入しないこと）。

症例の要約には、患者背景・問題点の抽出・申請者の関与・介入後の結果・考察などを記載する。

自施設内や特定地域で使用する略語の使用を避け、広く通用する用語で記載すること。

(3) 審査方法について

審査は複数審査員による査読により審査する。

2018年から認定の可否は自験例と筆記試験結果の総合判定となるため、自験例の審査結果は公表されない。より質の高い自験例を提出することで点数が加算される。

以 上